

# 令和4年度事業計画書

新型コロナウイルス感染拡大の3年目となり、さらには、2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻が続き、交流事業や海外活動支援業務も形態を変えての実施を余儀なくされている。IFAでは、これまで蓄積した国際交流・支援事業のノウハウを適宜、形を変えながら、設立趣旨にのっとり、「国際間の相互理解と友好関係の増進およびその公益使命の達成に寄与すること」を念頭に、また、国や人種、文化の違いを認め合い交流することの大切さを都度、発信しながら事業展開していく。

なお、人物交流事業については、オンラインでの意見交換や過去の交流事業参加者のその後の交流状況を記事にし、参考事例として紹介している。海外活動支援事業については、現地関係先からの状況を把握し、今年度の実施計画を立案する。

## 1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 (定款第4条、第1項の事業)

1985年に創設以来、訪問先の政府機関等の後援・協賛を得て実施している「ジュニア大使友情使節団」の海外派遣事業は、小学校5年生以上20歳未満の児童、生徒、学生を国際研修と友情交流を目的として海外に日本の夏休みと春休みに派遣している。ただし、ここ2年間は、コロナ禍のため、夏期・春期ともに実施を延期しており、今年度は2023年春の「パラオ班」の組織から事業を再開する予定。また、「ブルネイ班」については、現地の状況を見ながら実施時期を考案する。実施決定後には、これまで通り自治体からの派遣団員を受け入れるとともに、一般参加の団員を公募で募する。

また、海外から日本に研修や視察目的での滞在を希望する個人・グループに対しての日本語研修・視察等に関しても、その実施を保留しており、今後、スウェーデン・トンバ高校訪日研修他、諸外国の高校、大学等の訪日研修は、コロナ感染状況を見ながら組織する。

## 2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業 (定款第4条、第1項の事業)

平成18年度よりアジア・太平洋国会議員連盟（APPU）の中央事務局ならびに日本議員団事務局を当協会に設置しており、当年度も同事務局運営を行う。年に1度の加盟国参加による総会については、一昨年度、オンライン形式により実施し、今年度はキリバス共和国議員団が主催するオンライン総会をサポートしていく予定。

また、ロシア連邦の独立非営利法人日本センターへの職員出向ならびに日露友好・経済協力促進事業については、日本国政府の方針により行う。

## 3. 行政機関等らの受託事業 (定款第4条、第1項の事業)

外務省他の行う招聘事業や派遣事業につき、入札もしくは企画招請案件で、当協会の事業主旨に合致する事業を応札し、落札した業務を行う。

また、独立行政法人国際交流基金の令和 4 年度「日本語専門家等の派遣事務に関する業務」については、当年度の受託実施が決定している。

#### 4. 諸外国と日本との国際交流促進事業 (定款第 4 条、第 1 項および第 3 項の事業)

日本における在日・来日外国人と日本人との交流促進他、国際交流を行いたい団体等に対しその交流促進・支援を行う。

具体的には、来日する外国人に対し、日本文化紹介や日本語・日本事情研修を英語で実施する一方、自治体、学校等での国際理解講座・語学研修を行う。

また、当協会スタッフをはじめ、所属エスコート、通訳・コーディネーターが通訳・エスコート業務を行う。

#### 5. 調査・収集事業 (定款第 4 条、第 2 項の事業)

交流事業先や海外関連先の現状を把握し、資料収集を行う。

#### 6. 広報誌の発行 (定款第 4 条、第 4 項の事業)

国際交流誌として、「the COMMUNICATOR」を発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに横の繋がりを形成していく。

また、令和元年度に創立 50 周年を記念し出版した「私と国際交流—インタビュー集」については、当協会広報の手段として使用し、国際交流・支援活動の促進に寄与する。

以上